

2 豊かな心の育成

1 人権教育の推進



基本的な考え方

○ 人権教育の目的

人権教育は、総合的な教育であり、すべての教育の中で行われるものであるとの基本的認識のもと、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力」を育み、人権文化を構築する主体者づくりを目指します。

三重県教育委員会では、今日までの国際的な人権保障に向けた取組を反映させるとともに、これまで取り組んできた「同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育」を継承・発展させるために、2009年(平成21年)2月、従来の「三重県人権教育基本方針」と「三重県同和教育基本方針」を一元化し、「三重県人権教育基本方針」として改定しました。その方針に基づき、「人権感覚あふれる学校づくり」や「人権尊重の地域づくり」を通して、各主体と協働しながら、県全体の人権教育の総合的推進を図っていきます。

また、達成すべき具体的な目標として、「人権についての理解と認識を深める」「人権を尊重する意欲や態度を育てる」「一人ひとりの自己実現を可能にする」の3点に取り組む必要があります。

○ 「人権についての理解と認識を深める」ために

自他の人権を尊重したり、人権問題を解決したりする上で必要な知識を身につけることが大切です。

たとえば、人が生きていく上で必要な権利を知り、あらゆる差別を許さず人権尊重の視点で公平に考えるための知識を身につけること、また、文化・価値観・個性はそれぞれちがっていてあたりまえであり、これらのちがいが豊かさにつながることに認識することが必要です。さらに、人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状、憲法や関係する国内法および国際条約等について知ることも必要です。そのために、自分と重ねて人権問題をとらえることを大切に、それを単なる心がけだけではなく社会を変えていく具体的行動につなぐことを目指します。



○ 「人権を尊重する意欲や態度を育てる」ために

人権問題を解決するための実践行動は、人権に関する知的理解と人権感覚が結びつくことによって可能となります。

人権感覚を高めるためには、人間と生命の価値を自覚し尊重することや、人の痛みや思いに共感すること、問題解決に積極的に貢献しようとする事、お互いを認め協力を大切にすること、他者や他文化の多様性に共感すること等の意欲や態度を育成することが重要です。そのために、国際的に発展してきたさまざまな学習の観点や手法を取り入れ、市町教育委員会等、多様な主体とも協力して人権教育を推進します。

○ 「一人ひとりの自己実現を可能にする」ために

自己や他者を尊重しようとする感覚や意志は、自らが一人の人間として大切にされているという実感が持てる環境の中で育まれます。

そこで、一人ひとりが自分をかけがえのない存在として感じられるよう、学校や地域において、互いを信頼し受容し合える豊かな人間関係づくりを進めること、そして、その中で自信を持ち、自らの進路や生き方に対して主体的に選択・意思決定し、行動できるよう支援することが大切です。そのために、教育を受ける権利を保障し、ともに学びあう集団をつくり、一人ひとりの子どもたちが、それぞれ違った個性や可能性を持ったかけがえのない存在として、「自立」と「エンパワメント」できるよう支援します。



第11回 人・命・ふれあい「人権フォトコンテスト」
小中高生の部 入選作品
「いちごおいしいよ。」
(四日市市立富田小学校1年 北野 いろはさん)

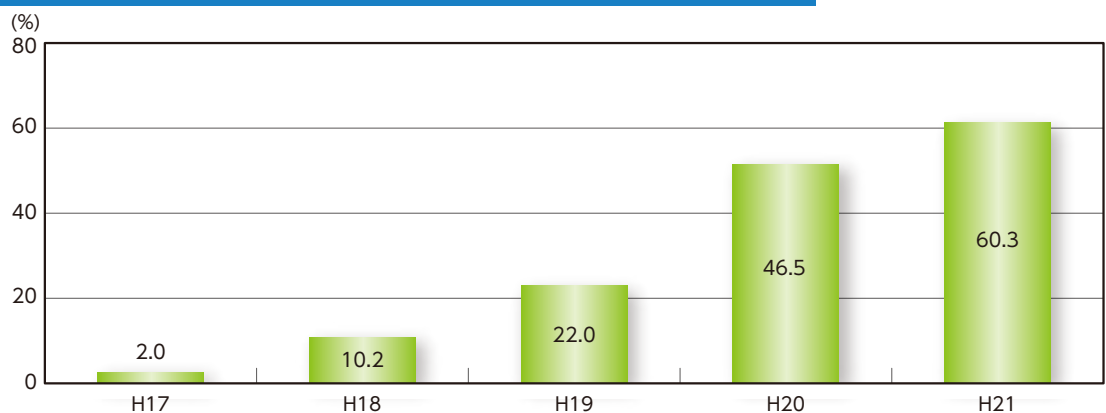


第11回 人・命・ふれあい「人権フォトコンテスト」
小中高生の部 人権大賞作品
「ママとおとうと」(玉城町立立田丸小学校1年 長谷川 碧海さん)

現状と課題

- 今もなお、子どもたちの生活の中にある差別やいじめなど、さまざまな人権に関わる問題が発生しています。
- 人権学習が、表面的な知識・用語理解にとどまり、子どもたちの人権感覚が十分に身につけていない状況をふまえ、人権問題を自分と重ねてとらえ、具体的な行動につながる学習活動を創造していく必要があります。
- 子どもたちの実態や地域の実情をふまえ、人権学習の目的を明確化・共有化するとともに、人権学習を人権問題解決のための教育へとつなげていく必要があります。
- 教員一人ひとりが、人権問題に対する正しい認識を深め、学校全体で組織的・系統的な人権教育を進める必要があります。
- 次代を担う子どもたちが健やかに育成されるよう、学校・家庭・地域が一体となって、「人権尊重の地域づくり」を推進する必要があります。

「人権教育推進協議会」が、保護者や地域住民を対象に人権意識を高める活動に取り組んでいる割合（三重県）



三重県教育委員会調べ

※人権教育推進協議会：人権教育を推進するために、学校と保護者・地域住民が連携して取り組むことを目指して、各中学校区および県立学校に設置された協議会。

- 誰もが暮らしやすいまちづくりのために、「社会にはさまざまな人がいることを理解し、さまざまな人の立場に立って考え、実行する」というユニバーサルデザイン^{*1}の考え方について、子どもたちへの学習の機会の提供を進める必要があります。

*1 ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように施設、製品、制度、サービス等をデザインすること。

今後の基本的な取組方向

○ 「人権感覚あふれる学校づくり」の推進と人権教育・学習の充実

子どもたちが互いを信頼し受容し合える豊かな人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養う意欲や態度を育てるとともに、効果的な教育内容の充実を進めます。

○ 「人権尊重の地域づくり」の推進

子どもたちと保護者、地域住民等が協働できるような学習を通して、人権尊重の意識を広めます。

○ 教育関係者の取組

すべての教育関係者は、人権問題に対する正しい認識を深め、差別を解消するための自らの責務を自覚し、子どもたちが学習の主体であるという認識に立ち、積極的に人権教育の推進に取り組みます。

主な取組内容

○ 「人権感覚あふれる学校づくり」の推進

各学校が策定した「人権教育推進計画」に基づき、子どもたちの人権尊重の意識と実践力を養うため、教科等指導、生徒指導、学校経営などの教育活動全体を通じて、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを進めます。

○ 教育内容の充実

教員の人権教育に関する実践力の向上を図るため、県としての専門性を生かして、地域の実態に即した効果的・総合的な研修用プログラムを市町教育委員会等、多様な主体と連携しながら作成していきます。また、子どもたちの発達段階に応じたカリキュラムを共同で作成し、PTAや地域の協議会等にも積極的に情報を共有していきます。さらに、国内外の人権に関する状況等を踏まえ、教材開発の検討をはじめ、授業公開や授業研究を通じて、子どもたちの興味・関心を引く取組を充実させていきます。



○ 個別的な人権問題に対する取組の推進

「部落問題を解決するための教育」「障がい者の人権に係わる問題を解決するための教育」「外国人の人権に係わる問題を解決するための教育」「子どもの人権に係わる問題を解決するための教育」「女性の人権に係わる問題を解決するための教育」「さまざまな人権に係わる問題を解決するための教育」等、個別的な人権問題に対する取組を推進します。また、一人ひとりが、人権問題の解決を自分の課題としてとらえ、自分自身の生活や社会の状況を変革する力とともに、未来を切り拓く力を身につけられるような人権教育・啓発の充実を図ります。(生活・文化部、教育委員会)



地区別人権学習活動交流会

※ さまざまな人権に係わる問題とは、高齢者、患者等（HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者、さまざまな病気に罹患した人等）、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人・保護観察中の人、性的マイノリティ^{*1}、ホームレス等の人権に係わる問題やインターネットによる人権侵害などです。

○ 「人権尊重の地域づくり」の推進

各学校のPTA活動や「人権教育推進協議会」等の活動を通して、市町教育委員会等、多様な主体と協働しながら、人権尊重の地域をつくっていくための推進体制づくりや学習活動づくり、指導者の育成等について取組を進めます。また、人権教育評価システム^{*2}の構築に取り組みます。

○ 人材の育成と活用

さまざまな課題の解決に向けて、多様な主体と連携・協働した取組を構築するため、県としての広域性を生かした情報提供を行うとともに、それらの主体をつなぐ人材の育成を図ります。人権問題・人権教育についての認識を深め、組織的・系統的な人権教育を推進する教育関係者の実践力を高めるような研修を実施します。また、人権教育を推進するリーダーを育成するとともに、その活用を図ります。

*1 性的マイノリティ:生物学的な性(からだの性)と性の自己認識(こころの性)が一致しない性同一性障がい者、人の性愛がどういう対象に向かうのかを示す性的指向にかかる同性愛者、先天的に身体上の性別が不明瞭である人など。

*2 人権教育評価システム:人権教育推進協議会等、多様な主体の参画を得て、人権尊重の視点から学校教育活動の点検・評価を行い、今後の取組に生かしていくためのシステム。

○ 自主的な学習の促進

子どもから大人まであらゆる人が、さまざまな人権問題を主体的に考え、行動していくため、人権に関する知識や情報を届けていけるような学びの機会をつくります。

(生活・文化部、教育委員会)



高校生人権まなびの発表会

○ ユニバーサルデザインの

まちづくりに関する学習機会の充実

子どもたちが、お互いを理解・尊重し、一人ひとりの価値を認め合えるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する学習機会の充実を、市町教育委員会等、多様な主体との協働により推進します。(健康福祉部、教育委員会)

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合	28% (2009年度)	70%

※ 子どもたちの発達段階に応じた人権教育カリキュラムやすべての教育活動を有機的につなぐカリキュラムなど、総合的な人権教育の全体計画を作成している公立小中学校および県立学校の割合。

※ 現在の作成状況に応じ、学校の取組の充実を支援し、2015年度(平成27年度)までに県内の7割以上の学校で取り組まれることを目標とします。

多様な主体への期待

県民の皆さんへ

- 子どもたち一人ひとりが、一人の人間として大切にされているという実感が持てる環境をつくりましょう。



2 規範意識の育成

基本的な考え方

○ 規範意識の育成をめぐる社会的背景

近年、地域社会における人間関係の希薄化が進み、地域の大人との交流や異年齢集団での経験が少なくなるとともに、自然体験活動や社会奉仕活動、集団宿泊体験等が減少するなどにより、社会の中で、他人を思いやる心、善悪の判断といった子どもたちの規範意識が育まれにくくなりつつあります。そして、この背景には、大人自体のモラルの低下があることも指摘されています。

○ 学校・家庭・地域の連携による規範意識の育成

こうしたことから、子どもたちの規範意識の育成に向けては、学校・家庭・地域が連携し、あらゆる機会をとらえて子どもたちに働きかけていくことが重要です。まずは大人が見本を示すことが大切であり、学校では、教員がルールを守り、良き見本となる必要があります。さらに子ども会、スポーツ少年団、文化団体など、地域の教育力を積極的に活用することにより、世代間・異年齢間の交流を意図的に創出していく方向を目指すとともに、家庭の教育力向上に向けた取組を進めていきます。

○ 子どもたち自身の学びを導く指導の重視

また一方で、規範意識は、大人が身につけさせるものではなく、子どもたちが自ら学んでいくもの、自らの心を耕して身につけていくものであり、早い時期から発達段階に応じて、ルール作りを経験させたり、「なぜこのルールが必要なのか」について考えさせたりしながら、結論を急がず、「待つ」姿勢を重視した指導を行っていきます。

○ 適切かつ毅然たる指導の必要性

そして、最低限守らなければならないルールを守れない場合においては、毅然とした指導を行う必要があります。子どもたちにルールを強制する、高圧的な態度で接するといった指導ではなく、あくまでも子どもたちの目線に立ち、その輝く未来づくりのために、適切かつ毅然たる指導を行い、ルールを守ることの重要性をきちんと伝えていきます。

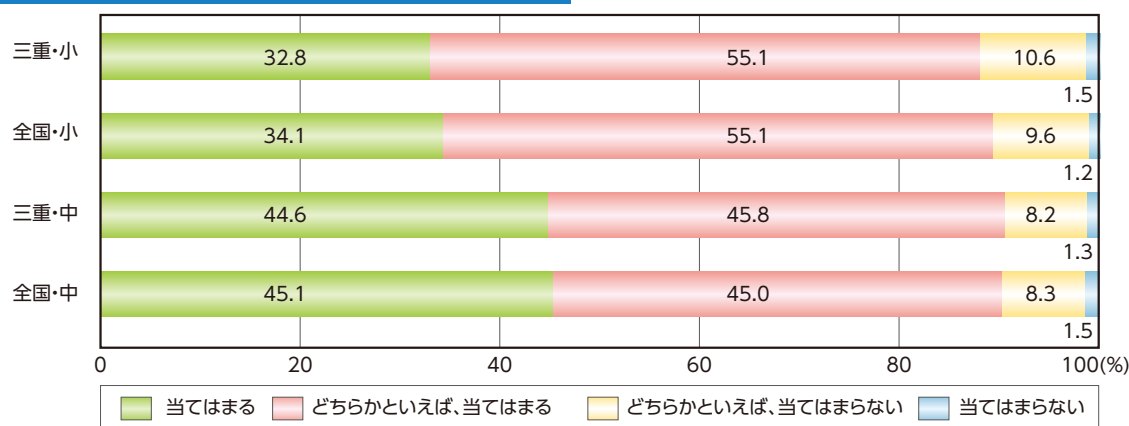
○ 他人を尊重する意識の育成

規範意識の育成とは、他人を尊重する意識を育むことにほかなりません。子どもたちの発達段階に応じ、自分の権利とともに他人の権利を尊重することの大切さを伝えていきます。

現状と課題

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の各学校（園）が、それぞれの実態に即した全体計画を作成し、学校教育全体を通じ、発達段階に応じた道德教育を実施しています。
- 道德教育を進めるにあたっては、子どもたちの内面に根ざした道德性の育成を図ることが重要であることから、家庭や地域の人々の協力を得て、社会奉仕活動や自然体験活動の機会を拡充しており、「道德の時間に地域の人材を活用した小中学校の割合」は、2006年度（平成18年度）の29.1%から、2009年度（平成21年度）の53.5%へとかなり増加しています。
 規範意識の育成は、学校の道德教育だけでなしえるものではなく、学校・家庭・地域が共通認識を持ち、それぞれの役割を果たしつつ、相互に連携しながら子どもたちに働きかけていくことが必要となっています。
- また、「平成22年度全国学力・学習状況調査」における規範意識に関連する設問（「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」、「友だちとの約束を守っている」、「学校のきまり（規則）を守っている」など）の結果において、本県と全国の大きな傾向の差は見られません。
- 一方で、子どもたちがルールを守らない状況には、「知らないから守れない場合」だけでなく、「わかっても守れない場合」や「守ろうと思っても守れない事情がある場合」など、さまざまなケースがあります。子どもたちの規範意識を高めていくためにも、心に響く指導が必要となっています。
 また、教える側が、時間に追われるあまり、プロセスを軽視し、子どもたちに考えさせる必要のある場面で、結論を急いでしまう傾向があります。教える側の「待つ」姿勢が求められています。

学校のきまり（規則）を守っていますか



文部科学省「平成22年度全国学力・学習状況調査（児童生徒質問紙調査）」より

今後の基本的な取組方向

○ 規範意識を育む教育の充実

学校や地域の実態を踏まえ、さまざまな教育活動や日常生活の中で、子どもたちが自らの心を耕すプロセスを大切にしながら規範意識を育む教育を充実します。

○ 学校・家庭・地域との連携による道德教育の充実

学校・家庭・地域が連携・協力し、子どもたちを見守る体制づくりを推進するとともに、各学校が自然体験、職場体験等の豊かな体験活動や魅力的な教材の開発・活用等の創意工夫した特色ある活動を行う等、各学校における道德教育が充実するよう働きかけます。

○ ボランティア活動の充実

教育活動全体を通してボランティア活動を推進し、ボランティア活動に臨む精神の涵養や態度の育成を図り、地域に積極的に貢献しようとする心を育むとともに、豊かな人間性を培います。



地域で清掃活動にボランティアとして参加する子どもたち

主な取組内容

○ 学校教育全体を通じた規範意識の醸成

道徳の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間および特別活動のそれぞれの特質に応じて、子どもたちの発達段階を考慮し、生命を大切にすること、人としてやってはいけないことや善悪を判断する力を育て、子どもたちの道徳性が養われる教育活動を推進します。



全校児童によるあいさつ運動

○ 適切かつ毅然とした指導と自己を鍛える活動等の推進

教員と子どもたちおよび子どもたち相互の人間関係の深化を図るとともに、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちが社会生活上のきまりを身につけ、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどの適切かつ毅然とした指導がなされる教育活動を推進します。

また、礼に始まり礼に終わる伝統的な考え方を尊重する武道等の活動を通して、自らを律する心や鍛錬する態度を育成します。

○ 教員の指導力の向上と指導者養成の推進

各学校において、校内研修や道徳の時間における授業研究・授業公開等を組織的・計画的に実施し教員の指導力の向上が図られるよう、各市町教育委員会や各学校を支援します。また、道徳教育推進教師等の道徳教育推進の中核となる指導者の養成を推進します。

○ 家庭・地域等と連携した道徳教育の推進

- 各学校が、道徳の授業公開等を計画的に実施し、保護者や地域の人々に道徳教育の取組を積極的に発信することを促すとともに、社会奉仕活動や自然体験活動等の体験活動を充実し、子どもたちを地域全体で育てていく意識の醸成が図られるよう各市町教育委員会や各学校を支援します。
- 大人の言動が子どもたちの規範意識の形成に大きな影響を与えることを踏まえ、保護者会、地域の人を交えての懇談会、学校便り等、さまざまな機会や方策により、子どもたちを取り巻く大人の規範意識についても啓発を図ります。

○ 地域の教育力の活用

郷土が育んできた伝統・文化や郷土が生んだ偉人の生き方を教材として積極的に活用するとともに、地域の人々を外部講師として招聘する等、地域の教育力を積極的に活用して世代間、異年齢間の交流を促進し、他人を思いやる心、善悪の判断といった子どもたちの規範意識を育むための取組の充実を図ります。

○ 学校に対する支援

学校が行うTT（チームティーチング）^{*1}方式による非行防止教室等に対し、警察職員を派遣するほか、教員等に対する薬物乱用防止指導員研修会を開催するなど、学校による規範意識を育成する教育の取組を支援します。（警察本部）

○ ボランティア活動の充実

各学校において、特別活動や総合的な学習の時間をはじめ、各教科など学校の教育活動全体を通じ、子どもたちの発達段階に応じた適切なボランティア活動が推進されるよう取り組みます。

○ 社会参加活動の推進

学校をはじめとする関係機関・団体およびボランティアと推進する環境美化活動、社会福祉活動およびスポーツ活動などの社会参加活動を通じ、子どもたちの規範意識の醸成を図ります。（警察本部）



小中学生合同でのあいさつ運動

*1 TT（チームティーチング）：一つの学級で、複数の教員がチームを組み、協力して子どもたちの学習指導にあたること。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
「学校のきまり(規則)を守っている」または「どちらかといえば守っている」小中学校の子どもたちの割合	小学校：87.9% 中学校：90.4%	小学校：100% 中学校：100%

※ 「全国学力・学習状況調査」の児童生徒質問紙調査における設問項目「学校のきまり(規則)をまもっている」に対し、「当てはまる」または「どちらかといえば、当てはまる」と回答している小中学校の子どもたちの割合。

※ 学校のきまり(規則)の意義やそれを守ることを理解し、主体的に判断し適切に行動できる子どもを育成することは、すべての学校において必要であることから、2015年度(平成27年度)の目標値を100%としています。

多様な主体への期待

県民の皆さんへ

- 子どもたちが安全で安心できる環境の中で成長できるよう、私たち自身が自らの言動を振り返るとともに、自身のモラルの向上に取り組み、学校・家庭・地域が連携しながら、子どもたちの規範意識を育てていきましょう。



3 いじめや暴力を許さない子どもたちの育成

基本的な考え方

○ いじめを許さない子どもたちの育成

いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではありません。

いじめ問題の根本的な解消に向けて、子どもたちの人権感覚を高め、思いやりの心、個性を認め合う力、違いを多様性として取り込める力を培い、「いじめを許さない子どもたち」を育むとともに、「いじめを許さない」「見て見ぬふりをしない」ことが当然の価値観とされる社会づくりを目指します。

○ 教育相談の充実と教職員の資質向上

子どもたちがいじめや暴力行為等を起こす背景には、子どもたちが自分だけでは対処できないような、複雑で多様な悩みや不安を抱えているという状況があります。こうした状況を早期に発見し対応するため、子どもたちや保護者に寄り添い支援する教育相談を充実するとともに、子どもたちの行動や言葉のわずかな変化などの兆候を察知し、適切な対応ができるよう、教職員の指導力、人権感覚の向上を図ります。

○ 問題解決に向けた組織的な対応

いじめや暴力行為等が起こった場合は、迅速かつ適切な対策を講じていきます。被害に苦しむ子どもを徹底して守り通すという方針のもと、加害側の子どもに対する適切かつ毅然とした指導、速やかな保護者対応等に留意しつつ、組織として対応します。

また学校だけでは対応が困難な場合には、速やかに関係機関へ支援を要請し、関係機関と連携して総力で問題解決にあたります。困難事例に対応するための支援チームを設置することなども検討していきます。

○ 「自己指導能力」および「人と関わる力」の育成

子どもたち自身が、自分の学校や学級にある課題の解決に向け、主体的に考え行動できる「自己指導能力」を獲得できるようサポートします。また学校や学級の中で、適切な方法や表現を用いて自分の気持ちを表し、相手の気持ちを正しく受け止めることができるよう、あらゆる機会を通して「人と関わる力」を育みます。

○ ネットによるいじめ問題への対応

ネットによるいじめ問題に関しては、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深めるなど、情報モラル教育に注力するとともに、「学校非公式サイト」*1を監視する取組を今後とも継続し、加えて、抑止効果のさらに高い手法の研究を進めていきます。

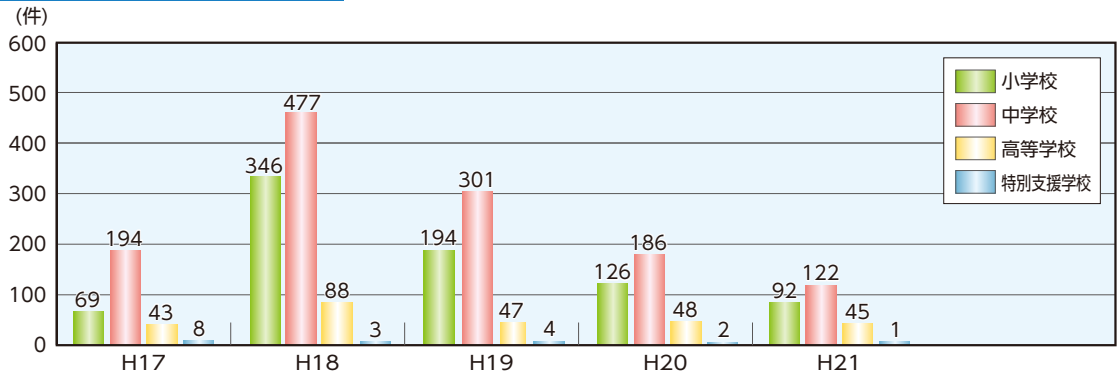
*1 学校非公式サイト：学校が公式に開設運営するサイトとは別に、子どもたちが主として同じ学校に通う仲間同士での交流や情報交換を目的に立ち上げた公開型のサイト。携帯電話やインターネットを通じて閲覧、書き込み、管理運営等を行うことができる。

現状と課題

- 2009年度(平成21年度)の公立小中学校、高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数は260件で、2007年度(平成19年度)の546件、2008年度(平成20年度)の362件と比較して減少傾向にあります。依然として相当数に上っています。学年別の認知件数を見ると、中学1年生が65件と最も多く、全体の25%を占めています。

なお、認知したいじめのほとんどが年度内に解決しています。

いじめの件数(三重県)



文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

※ 平成18年度よりいじめの定義が変更されています。

(参考) いじめの定義

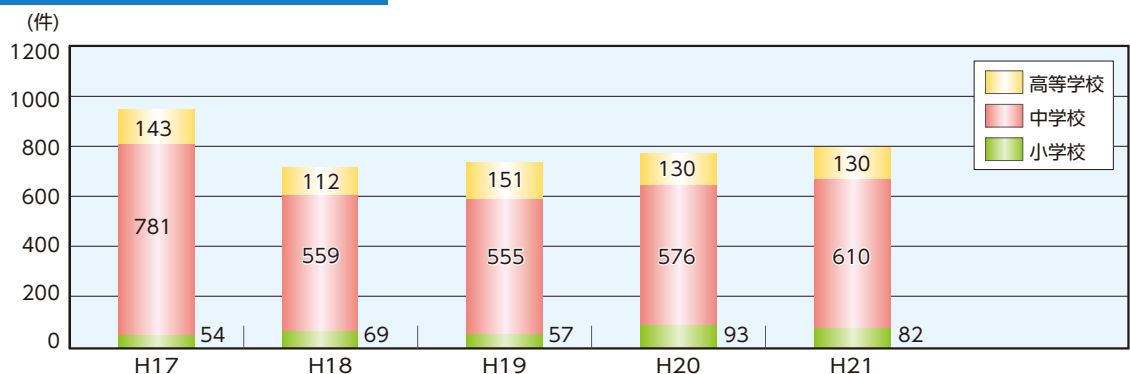
旧：「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」

新：「当該児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」

- いじめ問題は、子どもたちが被害者になることを恐れ、いじめを制止できず傍観者となってしまうたり、逆に加害側に回ってしまう場合があるなど、抑止力が働きにくい傾向があります。

- 2009年度(平成21年度)における暴力行為の発生件数は822件で、最も多かった2001年度(平成13年度)と比較すると、約66%減少しているものの、中学校の対教師暴力の増加等により、2008年度(平成20年度)と比較すると23件(2.9%)増加しました。中学生が全体の74.2%を占め、中学3年生で最も多くなっています。

暴力行為の件数(三重県)



文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

- 心理的・家庭的に複雑な背景を持つ子どもたちの行動に対して、学校だけでは対応できない事例も見られます。ところが学校から関係機関への支援の要請が消極的であったり、遅れたりする場合がありますなど、関係機関との連携に課題があることが指摘されています。
また学校内では、教員が自分だけで問題を抱え込んでしまうケースも見受けられます。
- インターネットや携帯電話の急激な普及に伴い、ホームページの掲示板やメール、携帯電話のサイト等を利用したいじめの割合が増加しつつあります。
- 文部科学省では、2010年(平成22年)4月に「生徒指導提要」を取りまとめました。小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめた基本書として出されるのはこれが初めてです。
この中では、特に小学校における生徒指導、学校における組織的対応や学校種間の連携、発達障がいへの理解と支援のあり方等について述べられており、今後具体的な指導や研修に活用されることが望まれています。

今後の基本的な取組方向

- **いじめや暴力を許さない子どもたちの育成**
人権尊重の精神を貫いた活動を展開し、教育活動全体を通じて、いじめや暴力を許さない子どもたちを育成し、問題行動の未然防止を進めます。
- **子どもたちによる、いじめや暴力を許さない学級・学校づくり**
子どもたちが、集団生活の中でより良い人間関係を築き、それぞれが個性や能力を生かし、人格を尊重し合って生きることの大切さを学ぶような自主活動を活発化します。
- **いじめや暴力に悩む子どもたちへの対応**
いじめ等問題行動の早期発見・早期対応に努め、被害を受けている子どもたちの立場に立った取組を進めます。
- **学校・家庭・地域や各関係機関の連携の推進**
いじめ等問題行動に対して、学校・家庭・地域および各関係機関の連携・協力を一層進めます。
- **教育相談体制の充実**
スクールカウンセラー^{*1}等の効果的な配置や活用を進め、教育相談体制の充実に図ります。

*1 スクールカウンセラー：学校における相談機能の充実を図るため、学校に配置している臨床心理士など、子どもの心の問題に関する専門家。

○ 社会や子どもたちの変化に対応した指導体制の構築

生徒指導体制を絶えず見直すことにより、子どもたちを取巻く社会状況の変化等に対応した指導のあり方を検討します。

主な取組内容

○ 子どもたちの自主活動への支援

子どもたち自身が、学級や学校生活上の問題を積極的に見出し、自主的に解決できるよう、学級活動・ホームルーム活動や児童会・生徒会活動等の活発化を進めます。

○ いじめや暴力を許さない子どもたちを育てる取組

- 道徳教育、人権教育をはじめ学校教育活動全体を通じて、命をいつくしみ相手を思いやる心や、個性を認め合う力等を育てます。
- いじめ等問題行動の日常的な把握に努めます。

○ 子どもたちのコミュニケーションの力を育てる取組

いじめ等問題行動の未然防止には、人と関わり合う力や社会性の育成が必要であることから、ソーシャルスキル^{*1}の指導等に関わる研修会等を実施し、子どもたちが安心して過ごせる学校づくりへの支援を進めます。



学校生活の中で人と関わり合う力を身につけていく子どもたち

○ いじめや暴力行為等の早期発見、早期対応

- 各学校における生徒指導の中心となる教員の指導力を高めるとともに、いじめ等問題行動に対する指導方針を学校内で共有し、毅然とした一貫性のある指導が行えるよう、生徒指導体制の充実を図ります。
- 生徒指導上の課題を抱える学校に対して、生徒指導特別指導員やスクールソーシャルワーカー^{*2}等、専門的な知識や経験のある人材で構成された「危機支援チーム(三重県版CST)」を派遣するなど、いじめ等問題行動に対する適切な対応を支援します。

*1 ソーシャルスキル：対人関係における、挨拶・依頼・交渉・自己主張などの技能。

*2 スクールソーシャルワーカー：学校において、生徒指導上の諸問題の積極的予防および解消のために、社会福祉等の専門的な知識や技能を用い、関係機関とのネットワークを活用して、子どもを取り巻く環境の改善、本人の課題に対処する力の向上を図るシステムづくりを行う専門家。

○ 学校・家庭・地域と各関係機関との連携の推進

- いじめ等問題行動の未然防止、早期発見・早期対応につなげるため、学校・家庭・地域が連携・協力して子どもたちを見守り育てる活動を推進します。
- 学校警察連絡協議会^{*1}の活動を推進し、犯罪につながるおそれのあるいじめ等問題行動に対応します。
- 教育支援センター^{*2}や児童相談所をはじめとする専門機関との連携協力を進め、いじめ等問題行動に適切に対応できる体制づくりを図ります。
- 2004年(平成16年)の児童福祉法改正により市町でも家庭児童相談が開始されており、その中核組織となる各市町の「要保護児童対策地域協議会」^{*3}との連携の強化を図っていきます。(こども局)
- 恋人など交際相手からの暴力「デートDV」^{*4}が若年層に起こっている現状から、思春期からのDV防止について、教育、啓発を推進するとともに、関係機関との連携を図ります。(こども局、教育委員会)

○ 教育相談体制の充実

学校において、スクールカウンセラー等の専門家を含めた教育相談体制を確立できるよう、教育相談担当者をはじめとするすべての教職員が、人格的な資質と実践的な知識・技術の両方を高めることのできる研修機会を充実します。

○ ネットいじめ等への対応

情報モラル・リスク教育を推進するとともに、教職員や保護者等の情報技術に対する対応力の向上を図り、いじめを含むネットトラブルの未然防止や早期発見・早期対応に努めます。

○ 社会や子どもたちの変化に対応した生徒指導体制の構築

子どもたちを取巻く社会状況や子どもたち自身の変化を的確にとらえ、生徒指導内容や指導方法について絶えず点検し見直しを図れるよう、生徒指導に関わる今日的な課題について、研修会等を通じて共有するとともに、学校種間や地域間における実践交流を進めます。



「なくそう!いじめ」リーフレット

- * 1 学校警察連絡協議会：警察と学校等の間において、子どもたちの安全や非行防止に関する具体的情報を積極的に交換し、協働して取り組むべき具体的な事案の対応についての協議等を行う組織。
- * 2 教育支援センター：不登校児童生徒の学校復帰を支援するために設置された公的機関。不登校児童生徒の活動支援(居場所づくり)や保護者、学校との相談を行う。
- * 3 要保護児童対策地域協議会：要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容に関する協議を行うため、児童福祉法に基づき設置された協議会。市町村の児童福祉主管課や児童相談所等の関係機関、関係団体および児童の福祉に関する職務に従事する者等により構成される。
- * 4 デートDV：「DV(ドメスティック・バイオレンス)」が配偶者や同居のパートナーからの身体的・心理的暴力等をさすのに対し、「デートDV」は主として若年層における交際相手からの暴力等をいう。身体的な暴力だけでなく、束縛などの精神的な暴力、性的な暴力などさまざまな形での暴力がある。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
暴力行為の発生件数	822件 (2009年度)	665件

※ 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)における本県の小中高等学校での暴力行為の発生件数。

※ 2006年度(平成18年度)の数値と比較すると、2009年度(平成21年度)にはいじめの発生件数は3分の1以下に減少しています。一方で暴力行為の発生件数は2006年度(平成18年度)以降増加を続けています。

そこで、子どもたちが安心して学べる学校・学級づくりを進める上で、暴力行為への対応が重要であると考え、これまでで最も少なかった2006年度(平成18年度)の数値である740件を、計画期間の2年目にあたる2012年度(平成24年度)時点の目標とします。その後の3年間において同様の減少を見込み、2015年度(平成27年度)の目標数値を665件(速報値)とします。

多様な主体への期待

県民の皆さんへ

- 子どもたちの間で起こるいじめは、大人社会のありようをそのまま反映しているとも言えます。いじめや暴力を、まず大人社会の中からなくし、安心して暮らせる地域社会や、安心して働ける職場をつくりましょう。そのためには一人ひとりが声をあげ、行動を起こしていきましょう。



4 居心地の良い集団づくり（不登校児童生徒への支援）

基本的な考え方

○ 「心の居場所」、「仲間づくりの場」となる学校づくり

不登校の子どもたちにとって居心地の良い学校とは、すべての子どもたちにとって居心地の良い学校です。居心地の良い学校とは、「安心できる場所」「信頼しあえる仲間」「自己決定できる環境」のある学校のことです。このような学校をつくるためには、まず仲間の中で社会性を身につける「仲間づくりの場」の形成が重要です。このため、教職員、PTA等の学校関係者が「目指す学校像」を共有し、子どもたちに互いを尊重する心を培うとともに、一人ひとりの自尊感情や充実感を高め、社会性や自立心を育む教育活動を展開していきます。

○ 不登校の定義等

不登校は「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、子どもたちが登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」と、文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では定義されています。また、その背景や要因はさまざまで、近年その事例が複雑化・多様化しつつあると言われてしています。

○ 不登校児童生徒への支援に向けた基本的視点

不登校の解決にあたっては、「心の問題」としてのみとらえるのではなく、広く「進路の問題」としてとらえていきます。ここでいう「進路の問題」とは、狭義の進路選択という意味ではなく、不登校の子どもたち一人ひとりの「個性を生かし社会へと参加しつつ充実した人生を過ごすための道筋を築いていく活動」への援助を言います。言い換えれば「社会的自立に向けて自らの進路を主体的に形成していくための生き方支援」と言えます。

○ 不登校が急増する時期に着目した取組

不登校は中学1年生で急増する傾向にあることから、中学校区ごとに小中学校の連携を推進し、子どもたちが中学校に馴染みやすくする取組を進めるとともに、中学1年生における少人数教育の推進、仲間づくりのための参加体験型学習の充実等を図っていきます。

○ 適切な初期対応と教職員の資質向上

不登校は初期対応が重要であり、迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、子どもたちの行動や言葉のわずかな変化などの兆候を察知し、適切な対応ができるよう、教職員の資質向上を図ります。



○ 教育相談体制の充実と関係機関の連携強化

事例の複雑化・多様化に伴い、教育相談体制の充実、学校・家庭・地域・関係機関の連携の強化が不可欠となっています。

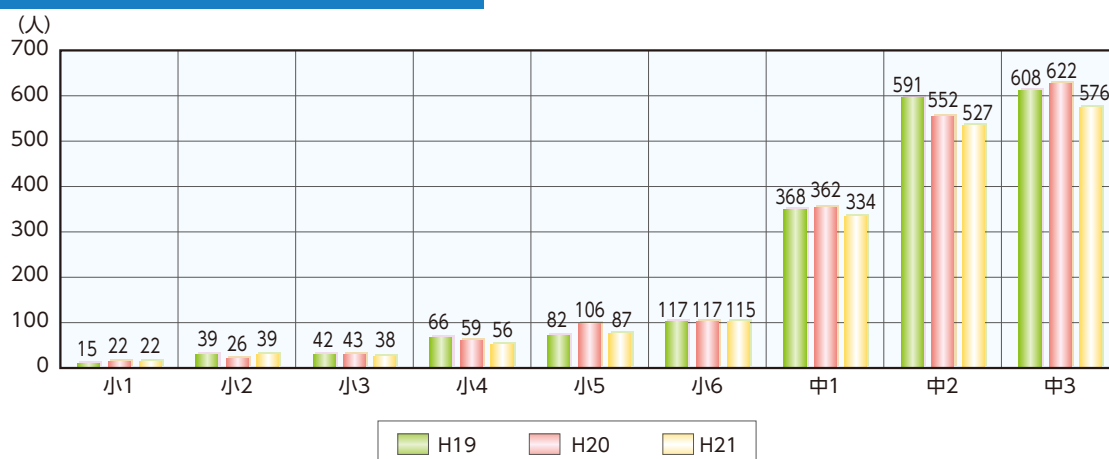
教育相談体制の専門性を強化するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を進め、スクールソーシャルワーカーを中心に関係機関が連携する支援のかたちを目指します。

学校においては、不登校の子どもたちの視点に立ち、関係機関による支援情報を積極的に提供するとともに、関係機関との連携を一層密にした対応を進めていきます。

現状と課題

- 2009年度（平成21年度）の公立小中学校における不登校児童生徒数は1,794人で、ピーク時の2006年度（平成18年度）の1,944人からは減少しました。学年別に見ると、中学1年生で急増する傾向があり、中学3年生が最も多くなっています。

学年別不登校児童生徒数(公立)



文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

- 心理的に複雑な背景を持つ子どもたちが増加し、抱える不安や悩みも複雑化、多様化していることから、教員が支援に戸惑う場合が多くなっています。個に応じた効果的な支援を行うため、教職員一人ひとりの資質向上、教育相談体制の充実、さらには教育支援センターの能力向上等が求められています。
- 学校は、自ら魅力ある学校づくりを進めることを求められますが、一方で、多様化する不登校の支援について学校だけでは対応が困難な事例もあることから、不登校の子どもたちの視点に立って、関係機関および保護者との連携をさらに進める必要があります。

今後の基本的な取組方向

○ 魅力ある学校・学級づくりの推進

すべての子どもたちにとって魅力のある学校・学級づくりを推進します。

○ 学校内外の教育相談体制の充実

学校内における教育相談体制を充実させるとともに、教育支援センターの活動を支援します。

○ 不登校児童生徒への支援

不登校児童生徒の社会的自立を支援する環境を充実させます。



2010年度「人権」に関するポスター 入選作品
(鈴鹿市立白子小学校3年 竹口 慎平さん)

主な取組内容

○ 魅力ある学校・学級づくりの推進

- 「不登校の子どもたちにとって居心地の良い学校」とは「すべての子どもたちにとって居心地の良い学校」であるという視点から、すべての子どもたちが安心して楽しく通えるような学校づくりを支援します。
- 子どもたちに対する観察と面接に加えて、より子どもたちの内面を知ることのできる調査を実施するなど、さまざまな観点から子どもたちの実態を把握できるよう取組を推進します。
- 中学1年生において不登校が増加するという課題に対応するためには、中学校での生活がスムーズに始まるよう取り組むことが重要であることから、小中学校相互の実践交流を通じて学校に馴染みやすくする取組を検討するなど、学校間の協働を支援します。
- 子どもたちや学級、学校の実態把握の方法や実践について、専門家や大学研究者等と協働して調査研究を行います。
- 高等学校においては、教育活動を一層充実させ、特色化・魅力化を図るとともに、定時制通信制教育をはじめとした多様な学びの機会を充実させます。



居心地の良い学級づくりに取り組む学校の様子

○ 学校内外の教育相談体制の充実

- スクールカウンセラー等の効果的な活用を図るとともに、教職員の教育相談に関する資質向上を支援することで、学校内の教育相談体制を充実させます。
- 不登校児童生徒の支援には、幅広い視点と状況等の正確な把握が必要であることから、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等を有効に活用します。また、活動から得られた成果等を広く情報提供していきます。
- 多様な支援が求められる教育支援センターのあり方を検討するとともに、教育支援センターのネットワークを充実することで指導員の資質向上を図ります。

○ 不登校児童生徒への支援

- 不登校児童生徒については、本人が何を望んでいるのかを十分に聴き、本人にとって最も良いと考えられる対応をすることが必要です。このため、校内の教育相談体制を充実するだけではなく、NPO等民間機関とも連携を深め、学校外の居場所についても情報提供できるよう取組を推進します。
- 不登校児童生徒の社会的自立に向けて、多様な支援ができるよう、学校と教育支援センターの連携、スクールカウンセラー等の活用を支援するとともに、関係機関との連携を進めます。
- 不登校児童生徒への理解が進むよう保護者との連携を支援します。
- 不登校のみならず子どもたちの支援のためにはさまざまな機関との連携が必要です。特に2004年(平成16年)の児童福祉法改正により市町でも家庭児童相談が開始されており、その中核組織となる各市町の「要保護児童対策地域協議会」との連携の強化を図っていきます。(こども局)

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
安心して学校生活を送っている子どもたちの割合	89.4%	92%

- ※ 学校で、いじめや暴力を受ける心配がなく、安心して学校生活を送ることができると感じている子どもたちの割合。(小学5年生、中学2年生、高校2年生を対象とした「学校満足度についてのアンケート」の数値による。)
- ※ 魅力ある学級・学校づくりの取組を支援するとともに、さまざまな機関との連携を深めることにより、現状の89.4%をもとに、毎年0.5%程度上昇させ、2015年度(平成27年度)に92%とすることを目指します。

多様な主体への期待

保護者の皆さんへ

- 子どもたちが安心して過ごすことができるよう、家庭での対話を大切にし、子どもたちの気持ちをよく聴いてあげてください。
また、社会の一員として自立できるよう、家庭においても社会のルールや人への思いやりを伝えてください。
困られたときは、遠慮せず、三重県総合教育センターなどさまざまな機関に相談してください。

県民の皆さんへ

- 子どもたちは、さまざまな思いや迷いを持っています。「大人の常識」で決めつけることをせず、子どもたちの思いを聴いてください。
子どもたちは地域で育つものととらえていただき、それぞれにできることに取り組んでください。

不登校児童生徒の支援をしていただく皆さんへ

- 子どもたちにとって大切なことは、「学校に行くこと」や「学校に行かないこと」ではありません。子どもたちが、本当は何をしたいのか、どんなことに取り組みたいのか、まず大人の意見を押しつけるのではなく、時間をかけて子どもたちの気持ちを聴いてください。
その上で、子どもたちと相談して支援の方法を決めていってください。解決の糸口は子ども自身の中にあります。





5 高校生の学びの継続（中途退学への対応）

基本的な考え方

○ 中途退学への対応の必要性

高校中途退学者は、2000年度（平成12年度）をピークに中期的な減少傾向にあるものの、依然として年間600名を超えており、教育上の継続的な課題となっています。特に、学ぶ熱意のないまま高等学校に進学する、あるいは進学したものの高校生活になじめなくなるなど、「学校生活・学業不適応」を理由に中途退学する生徒が、中途退学者の半数に及んでいることを重くとらえる必要があり、今後とも、子どもたちの学習意欲の低下を防ぎ、将来への展望を持たせる指導を進めることが不可欠となっています。

○ 中途退学のとらえ方における留意点

また、中途退学の中には、進路変更のための積極的な自己決定によるものが含まれていることから、すべてを負のイメージでとらえることは避けなければなりません。高等学校を辞めるという選択をした子どもたちの自己決定を尊重することも重要であり、その学び直しを支援していく必要があります。

○ 意欲を持って高校進学できる状況の創出

「学校生活・学業不適応」による中途退学を未然に防ぐためには、子どもたちの将来展望と高校進学先が一致し、高校生活に意義を感じることができるよう状況を創り出すことがきわめて重要な視点となります。

このため、子どもたちが、自分の人生を自分で設計し「私の道」として歩いていけるよう、中学生のうちに、自分の「夢」を実現する方法について考えさせる機会を設けるなど、中学校における進路指導やキャリア教育の一層の推進を図る必要があります。また、高等学校においては、教育内容のさらなる特色化・魅力化を進めるとともに、中学生が自分に適した進路選択を行うことができるよう、その特色等の情報発信に努めていきます。

○ 高校入学後の適応指導等の充実

高校入学後においては、個に応じたきめ細かな生徒指導が重要となります。そこで、入学直後から学校生活への適応指導を進めるとともに、教員やスクールカウンセラーによる相談体制を充実させていきます。

○ 「再チャレンジの仕組み」の整備

また、高等学校を中途退学した子どもたちや進路変更を希望する子どもたちの学び直しを支援するため、「再チャレンジの仕組み」を、より学びやすいかたちに整えていくことが必要であり、転入学や編入学制度の柔軟な運用や、定時制、通信制の充実を図っていきます。

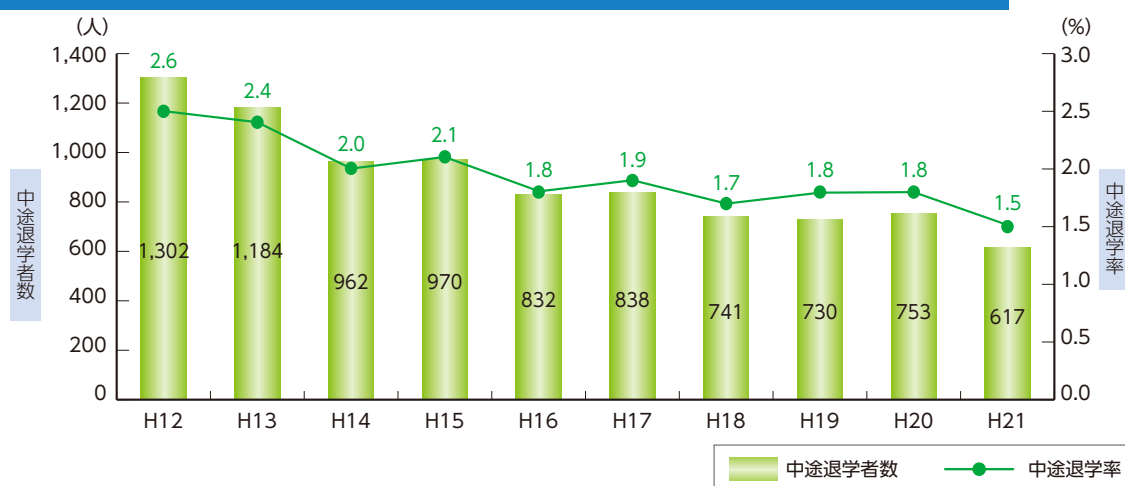


個別ブースで放送視聴授業を受ける通信制高校の生徒

現状と課題

- 2009年度(平成21年度)の県立高校における中途退学者数は、全日制400人(前年度比136人減)、定時制217人(同増減なし)、合計617人(同136人減)となっており、中途退学率(年度当初の在籍生徒数に対する割合)は、全日制1.04%(前年度比0.33ポイント減)、定時制10.8%(同0.1ポイント減)となっています。最も多かった2000年度(平成12年度)の1,302人と比較すると、約52%の減少となっています。事由別では、「学校生活・学業不適応」が46.8%で最も多く、生徒の目的意識や学習意欲に課題が見られます。学年別では1年生が最も多くなっています。

中途退学者数および中途退学率年次推移(三重県)(公立/全定合計)



文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

- 2010年度(平成22年度)の本県の高等学校等進学率^{*1}は98.4%と、ほとんどの子どもたちが高等学校以上に進学できる状況となっており、進学先の高等学校を自らの意志で決定しないケースも多く見受けられる中、子どもたちの学習意欲をいかに喚起していくかが、教育に突きつけられた大きな課題となっています。
- 近年、子どもたちの精神的・社会的な自立が遅れる傾向にあり、中学生はもとより、高校生や大学生でも将来の人生設計が十分に描き切れないという実態があります。
- 中学校の成績により高等学校の進学先を決定する傾向があることから、子どもたちが望んでいる職業と進学先とが必ずしも一致していない場合があり、高校進学に対する生徒の目的意識をさらに高めていく必要があります。
- 進学先の高等学校の教育方針や特色についての十分な理解がないまま進学してしまう場合があり、イメージと実際の乖離から退学に至る事例が見られます。

*1 高等学校等進学率：中学校卒業者のうち、高等学校(全日制課程・定時制課程・通信制課程)、特別支援学校高等部、高等専門学校に進学した者の占める比率。

今後の基本的な取組方向

○ 中学校における進路指導と高等学校からの情報発信の充実

進学を希望する中学生が、自らの興味・関心や適性に基づいて高等学校の選択ができるよう、中学校における進路指導を充実するとともに、中学生の進路選択の参考となるよう、高等学校の教育活動について情報発信を進めます。

○ 学習指導の充実と高等学校の一層の特色化・魅力化

学習の遅れが原因となる中途退学の防止に向け、授業をはじめとする学習指導を一層充実します。また、生徒が、意欲を持って学習に取り組むことができるよう、高等学校の一層の特色化・魅力化を図ります。

○ キャリア教育の推進

高等学校の生徒が、社会に参画することや働くことの意味を体得し、そのために学校で知識や技能を学ぶことが重要であると気づくことができるよう、キャリア教育を充実します。(キャリア教育について、詳しくは別掲の「キャリア教育の充実」を参照)

○ 高等学校の教育相談体制の充実と、転入学・編入学制度の適正な活用

高等学校の生徒が、意欲を持って学習活動を継続できるよう、教員やスクールカウンセラーによる相談体制を充実するとともに、学ぶ意欲のある生徒が学習を継続することができるよう、転入学や編入学制度を適正かつ柔軟に運用・活用します。



測量実習 (伊勢工業高校建築科)



潜水実習 (水産高校海洋科)



空き店舗を活用した経営実践
(松阪商業高校空き店舗活用サークル「あきない屋」)

主な取組内容

○ 中学校における進路指導と高等学校からの情報発信の充実

- 進学を希望する中学生が、自らの興味・関心や適性に基づいて高等学校を選択し、目的意識を持って進学できるよう、中学校における進路指導やキャリア教育を充実させます。
- 各高等学校において、体験入学や授業公開、ホームページによる情報発信等を一層進めることにより、中学生が各高等学校の教育活動を十分に認識した上で進学してスムーズに適応できるようにし、高等学校入学前のイメージと入学後の学校生活のギャップが原因となる中途退学を減少させます。

○ 学習指導の充実と高等学校の一層の特色化・魅力化

- 授業をはじめとする学習指導の工夫改善を進めることにより、基礎的・基本的な学力の定着を徹底し、学習の遅れが原因となる中途退学の防止に努めます。
- 義務教育段階の学習のつまずき等、個別の学習の課題に対応できるような授業や教材の研究開発を進めます。
- 生徒が、意欲を持って学習に取り組むことができるよう、多様な生徒のニーズへの対応に向けて、高等学校の一層の特色化・魅力化を図ります。

○ キャリア教育の推進

高等学校の生徒が、社会に参画することや働くことの意味を体得し、そのために学校で知識や技能を習得することが重要であるという、学びの目的に気づくことができるよう、キャリア教育を充実します。(キャリア教育について、詳しくは別掲の「キャリア教育の充実」を参照)

○ 高等学校の教育相談体制の充実と、転入学・編入学制度の適正な活用

- 生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、ガイダンスやカウンセリング等の相談体制、生徒指導体制を一層充実させ、生徒の規範意識や、コミュニケーション、ソーシャルの両スキル、社会的なリテラシーを育みます。
- 高等学校入学後の生徒の指導において、個人情報保護に十分配慮しながら、中学校との連携を推進し、生徒の学びが継続できるよう、組織的かつ体系的に取り組めます。
- 高等学校の生徒が、意欲を持って学習活動を継続できるよう、教員やスクールカウンセラーによる相談体制を充実させるとともに、相談対応に係る教員の能力向上を目的とした研修を推進します。
- 学ぶ意欲のある生徒が学習を継続したり、学び直しをしたりすることができるよう、転入学や編入学制度を適正かつ柔軟に運用・活用します。
- 高等学校中途退学者の就労については、学校と保護者や「三重県若者自立支援センター」^{*1}等の支援機関が連携を深め、新たな社会参加に向けて切れ目のない支援を進めていきます。(教育委員会、生活・文化部)

*1 三重県若者自立支援センター：仕事に就くことへの不安等の理由で社会に第一歩を踏み出せないでいる若者やその家族に対し、相談や情報提供など継続的な支援を行い、若者の社会的自立に向けた取組を行う県の機関。特に、高等学校中途退学者や進路未定で学校を卒業した若者に対して、高等学校等と連携して、早期の社会参加に向けた支援を行っている。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
「学業不振」、「学校生活・学業不 適応」が理由となっている中途退 学者の人数(全日制)	216人 (2009年度)	190人 (2014年度)

※ 中途退学者のうち、基礎学力向上や相談体制の充実により改善の目標とできる「学業不振」、「学校生活・学業不
適応」が退学理由となっている者の人数(全日制)。

※ 「学業不振」、「学校生活・学業不
適応」が理由となっている中途退学者の人数(全日制)が、2005年度396人、
2006年度337人、2007年度302人、2008年度323人、2009年度216人と、順調に減少してきている
ことから、今後もさらなる減少を見こして、毎年度2%程度、5年間で10%以上減少させることを目標として定
めました。

多様な主体への期待

中学生の保護者の皆さんへ

- 子どもたちが描いている将来の展望と高校生活がう
まく合致して、有意義な高校生活を送ることができるよ
う、子どもの興味・関心や適性を大切にしながら、高
校進学先について、相談にのってあげてください。

高校生の保護者の皆さんへ

- 子どもたちが自らの夢に向かって、充実した高校生
活を送ることができるよう、保護者の皆さんの経験を
もとに、社会に参画する大人として必要な学びを伝え
てあげてください。





6 環境教育の推進

基本的な考え方

○ 環境教育の重要性の高まり

地球温暖化の進行や生物多様性^{*1}の衰退に代表される地球規模の環境問題が深刻化するとともに、里山や水田などの身近な自然環境も荒廃し、また、廃棄物による環境負荷の増大等が社会問題となっています。こうした環境問題は、人類の存亡にも関わる緊急かつ重要な課題であり、その解決に向けて、持続可能な社会の構築が強く求められています。

このような状況の中、教育の果たす役割の重要性が高まっていることを踏まえ、次代を担う子どもたちが、環境についての理解を深め、環境の保全、さらにはより豊かな環境の創造に向けて主体的に行動する実践的な態度や資質を身につけることができるよう、学校・家庭・地域・企業等の連携のもと、多様な学習機会を提供し、環境教育の推進を図っていきます。

○ 学校における環境教育の推進

環境教育は、各教科等での学習を効果的に関連させ、学校教育活動全体を通して総合的・計画的に、かつ他の教育活動とのバランスに配慮しながら進めることが大切です。また、身近な周辺環境の学習により生活とのつながりを実感させることから始め、次第に教科学習と関連させ理論的なことにつなげるというように、発達段階に応じ系統的に行うことが重要です。あるいは、高等学校の環境活動に小中学生が参加するといった学校種間交流は、双方にとって意義深く、環境教育として大変有効と考えられます。

各学校においては、こうした点を十分に踏まえ、自校の特色に応じ、地域に根ざした環境教育を実践し、知識の伝達に終わるのではなく、環境に配慮した商品を優先的に購入するといった主体的な実践行動ができる子どもたちの育成を目指していきます。



平成 22 年度
三重県地球温暖化防止啓発ポスター
特選作品
(津市立橋北中学校 2年 草深里奈さん)

○ 環境に配慮した学校づくり

環境学習の効果をより確かなものとするためには、日常の学校生活の中で、節水・節電やごみの削減に取り組むなど、子どもたちが受け身ではなく自主的に参加できる取組を工夫することが重要です。教職員が良き見本となり、子どもたちと一体となって取り組む「環境に配慮した学校運営」や、太陽光発電の整備、施設の木質化、校内の緑化など「環境に配慮した学校施設等の整備」を進め、環境保全・創造について日常的に考えさせることにより、子どもたち一人ひとりの環境マインドを高めていきます。

* 1 生物多様性:地球全体に多様な生物が存在し、それによって生態系の豊かさやバランスが保たれていること。この生物多様性の恵みによって、生物の「いのち」と「暮らし」が支えられているが、近年、たくさんの生物が危機に瀕している。

○ 多様な主体が提供する環境教育・学習の機会の活用

環境教育・学習の機会は、学校以外にも、多様な主体からさまざまなかたちで提供されており、こうしたものを効果的に活用するという発想が重要となります。県が進める地球温暖化防止やごみゼロ社会の実現等に向けた県民運動、三重県環境学習情報センター^{*1}のさまざまな活動、あるいは企業がCSRの一環で取り組む先進的な環境保全・創造活動、地域が進める身近な環境保全・創造活動などへの子どもたちの参加を進め、環境問題について考える機会の一層の充実を図ると同時に、こうした活動の活性化を促進し、社会全体の気運醸成に貢献していく方向を目指します。

○ 本県の独自性を生かした環境教育

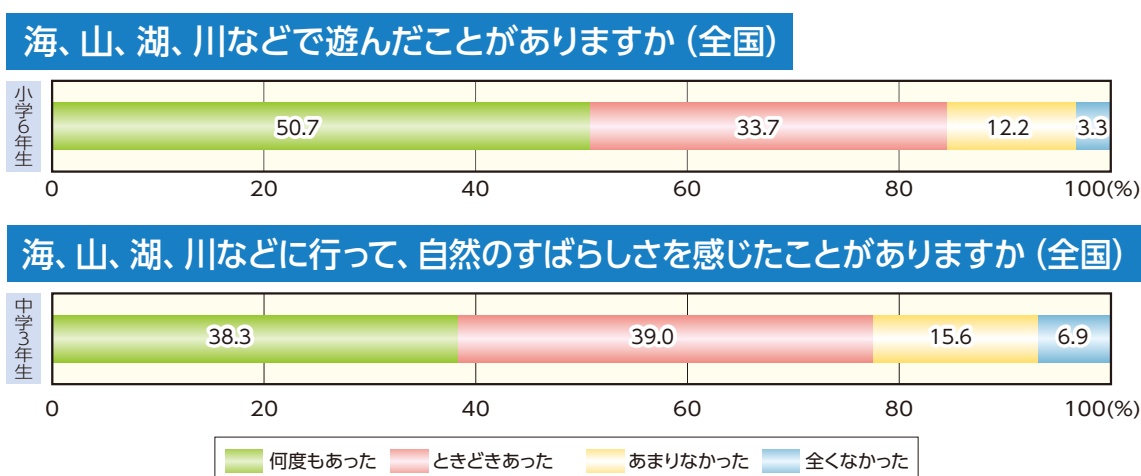
我が国は経済発展の過程で、深刻な公害問題に直面し、その問題を解決するために、優れた環境保全技術を生み出し、蓄積してきました。三重県にも、かつての四日市公害問題の経験を踏まえ、環境保全・創造を重視した県土づくりを進めているという歴史があり、県内には、蓄積された技術をもとに、諸外国の地域環境破壊の防止と改善に貢献する団体も活動しています。

こうした本県の独自性を今後の環境教育の題材として生かしていくことも重要な視点であり、子どもたちにその経緯を適切に伝えていきます。

現状と課題

- 都市化や子どもの遊びの多様化など、社会の変化を背景として、子どもたちが生活の中で自然とふれあう機会が減少しています。

「平成20年度全国学力・学習状況調査」の結果によれば、小学6年生の15.5%が「海、山、湖、川などで遊んだ体験がない」「あまりない」と回答し、中学3年生の22.5%が「海、山、湖、川に行って自然のすばらしさを感じたことがない」「あまりない」と回答しています。



文部科学省「平成20年度全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙調査)」より

*1 三重県環境学習情報センター：1999年(平成11年)に、県民に開かれた環境学習・環境情報発信の重要な拠点として設置した県の施設。市町、企業、NPOやボランティア団体と連携しながら、環境講座、出前講座、指導者養成講座、企画展示、環境教育教材の貸し出し、体験型社会見学の受入れなどを実施している。

- 深刻化しつつある環境問題への対応が喫緊の課題となっているにもかかわらず、京都議定書^{*1}で定められた我が国のCO₂排出量の削減目標達成は容易でなく、持続可能な社会の実現に向けた人づくりが、今後ともその重要性を増すものと考えられます。
- 環境省調査によると、環境問題に対して積極的に取り組んでいく姿勢を示す人は、9割を超えているものの、実際に地域の環境保全活動に参加している人は少なく、住民の意識が行動に結びついていない面があります。
- 環境行政においても、環境問題の解決にかかる県民の主体的な関心を高めることを通じ、低炭素社会づくり^{*2}、ごみゼロ社会づくり、森・川・海等における自然環境の保全等に向けた県民一人ひとりの具体的な改善行動を一層拡大していくことが課題となっています。
- 安全・安心に対する配慮から、学校が子どもたちの自然体験に慎重になる傾向があり、豊かな心の育成に向けた自然体験活動と子どもたちの安全・安心の確保との兼ね合いが難しくなっています。
- 子どもたちに手本を示すべき教職員や地域の大人が、環境保全・創造に向け、率先して行動することができるよう、さらなる意識向上を図る必要があります。



平成21年度みえ環境活動賞を受賞したいなべ市立十社小学校が川学習をする様子

*1 京都議定書：先進諸国の排出する二酸化炭素・メタンなど6種類の温室効果ガスの削減を目指す国際的取り決め。先進国全体で2008年（平成20年）から2012年（平成24年）までに1990年（平成2年）比5%の削減を目指す。各国ごとに法的拘束力のある数値目標が示され、日本は6%の削減が義務づけられた。

*2 低炭素社会づくり：生活の豊かさの実感と、二酸化炭素排出削減が同時に達成できる社会の実現を目指すもの。

今後の基本的な取組方向

○ 学校における環境教育の推進

- 各学校において、環境教育に関する全体計画を作成し、教育活動全体を通して、各教科間、異学年間や異校種間の連携を進め、地域や学校の実態や特色を生かしながら持続可能な社会の実現に向けて、計画的に環境教育を推進します。
- 学校・家庭・地域が連携し、子どもたちが、環境についての理解を深め、自然を大切にし、環境の保全・創造に向けて主体的に取り組む実践力の育成に努めます。

○ 環境に配慮した学校づくりの推進

環境の保全・創造に向けて主体的に行動する実践力を育むため、日常生活を環境の視点から見直し、環境に配慮した学校づくりに努めます。

○ 環境問題を考える機会の充実

環境保全・創造活動について先進的な取組を行っている外部団体、諸施設や地域社会等との連携を図り、環境保全・創造活動を身近に体験できるようにするなど、環境問題を考える機会の充実を図ります。

主な取組内容

○ 学校における環境教育の推進

- 身近な地域の環境問題や、自然の大切さを学ぶことができるよう、学校教育活動全体を通じ、豊かな自然環境の中でのさまざまな活動をはじめとする体験的な学習を進めます。
- 各教科、総合的な学習の時間および特別活動等を通じて、子どもたちの環境に対する意識を高め、いわゆる3R（リデュース・リユース・リサイクル）をはじめとした環境美化・環境負荷低減の活動に積極的に取り組みます。
- 環境に着目した教育活動や施設の充実を主眼としたエコスクールモデル事業の実施を検討します。
- 高等学校の専門学科等の施設や設備を有効活用して環境教育を推進します。
- 環境教育を担当する教員に対する研修を実施します。



河川調査（久居農林高校）

- 6月5日の「学校環境デー」*¹を中心に、すべての学校で行っている創意工夫ある環境教育の活動について一層の充実を図るとともに、各学校での特色ある取組事例等をホームページに掲載するなど、広く県内の各学校に啓発します。
- 地域社会に根ざした環境教育を推進するため、地域で環境に係るさまざまな活動を行っている人材や環境教育の専門家等の活用を図ります。



全校での通学路の清掃活動

○ 環境に配慮した学校づくりの推進

- 地域の実態を踏まえ、子どもたちと教職員が一体となって、環境に配慮した学校づくりに取り組みます。
- 太陽光発電の活用などの取組を進め、環境に配慮した学校施設の整備に努めます。
- すべての県立学校で、「県立学校環境マネジメント」*²に基づき、環境教育や環境保全活動の充実に努めます。

○ 環境問題を考える機会の充実

- 子どもたちが、身近な環境行動の延長線上に地球温暖化などの地球規模のさまざまな環境問題が存在することに気づき、その改善に向けて行動できるよう、環境教育を推進します。
- 熊野少年自然の家や鈴鹿青少年センターが実施する自然観察会などの事業の充実を図るとともに、公民館等の社会教育施設が取り組む環境教育活動を支援していきます。
- 三重県環境保全活動・環境教育基本方針*³の「つなぐ」という視点から、地域における実践的な環境教育を進めるため、キッズ ISO14000 プログラム*⁴など小学校と地域の企業が連携した環境保全活動を促進します。(環境森林部)
- こどもエコクラブ*⁵への加入を勧めることで、子どもたちの自主的な環境活動や環境学習の機会を提供するとともに、情報提供や交流会を行い、日ごろの環境活動や環境学習を支援していきます。(環境森林部)
- 県内の希少野生動植物や保全すべき自然に関する情報等、多様な自然環境の情報についてホームページ等で広報し、自然環境の保全の普及啓発を進めるほか、小中学校を対象に、学校林や地域の森林を活用した森林環境教育を推進します。(環境森林部)

* 1 学校環境デー：「世界環境デー」である6月5日に設定した環境に関する三重県独自の取組。1996年(平成8年)から県内の各学校において主体的な取組を行い、環境教育の推進を図っている。

* 2 県立学校環境マネジメント：すべての県立学校が、校長の「環境に関する取組の方針」のもと、計画→実行→評価→改善のサイクルに基づき環境教育・環境保全活動に継続的に取り組むもの。

* 3 三重県環境保全活動・環境教育基本方針：県民・NPO・地域の団体・学校・企業・行政など多様な主体が、環境教育を自主的に進め、具体的な行動を起こし、地域に根ざした環境保全活動の輪が広がることを目的に、三重県が策定した環境保全の意欲の増進と環境教育のための基本的な方針。

* 4 キッズ ISO14000 プログラム：NPO法人 国際芸術技術協力機構(アーテック)が、日本および世界各国に対して展開している子ども向けの環境マネジメントプログラム。

* 5 こどもエコクラブ：幼児から高校生までの誰でもが参加できる環境活動クラブ。子どもたちが地域の中で楽しみながら主体的に環境活動や環境学習ができるよう支援することを目的に、環境省が事業として実施している。

- 三重県環境学習情報センターにおける環境学習および環境に関する情報の受発信機能を充実します。(環境森林部)
- ごみ減量化に向けた取組がより身近で親しみやすいものとなるよう、ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」等を活用するなど創意工夫を凝らした普及・啓発や環境学習・環境教育の充実に取り組みます。(環境森林部)



三重県環境学習情報センター

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
家庭・地域・企業等と連携して、環境教育を推進している学校の割合	35% (県立学校のみ) (2009年度)	70%

※ 家庭・地域・企業等と連携して、学校以外の多様な主体も巻き込んだ環境教育を推進している公立小中学校および県立学校の割合(県立学校は従前から調査、小中学校は新たに調査を開始)。

※ 現状値が35%(県立学校のみ)であることから、環境教育を学校だけの学びではなく、地域全体での取組として推進することとし、2015年度(平成27年度)における小中学校も合わせた目標値を倍増の70%に設定しました。

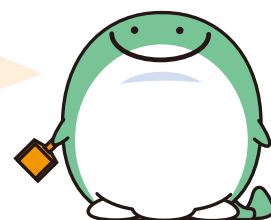
多様な主体への期待

地域・企業の皆さんへ

- 子どもたちが、環境について学習できる場や機会がありましたら、ぜひ積極的にご提供をお願いします。

保護者の皆さんへ

- 毎日の暮らしの中で、節水・節電やごみの削減に取り組むなど、環境にやさしいエコライフの推進を通して、子どもたちの環境に対する意識を醸成しましょう。



7 文化芸術活動・読書活動の推進

基本的な考え方

○ 豊かな感性や情操を育む教育の重要性

時代が成長から成熟へと転換する中で、価値観の多様化が進み、ゆとりや潤いといった「心の豊かさ」が重視されるようになっていきます。未来を担う子どもたちの人生が、感動ややすらぎ、生きる喜びに満ちたものとなるよう、文化芸術活動、読書活動など、豊かな感性や情操を育む教育の充実が、今後ますます重要となるものと考えられます。

○ 文化芸術に親しむ機会の充実

人格形成の重要な時期にある子どもたちにとって、文化芸術に親しむことは、豊かな人間性を養い、創造力を育むために不可欠なものです。このため、学校における文化芸術活動を推進し、音楽や図画工作、美術などの芸術に関する教科指導を重視するとともに、子どもたちが多種多様な文化芸術に親しめる機会のさらなる充実を図ります。

特に、日頃味わえないような「本物」の文化芸術に直接ふれる体験活動は、子どもたちの感動する心を育み、文化芸術への関心・意欲を高めることにもつながることから、今後一層重視し、機会の確保に努めていきます。

また、学校の文化芸術活動の充実に文化部活動が重要な役割を果たしていることを踏まえ、活動成果の発表機会を確保するなど、文化部活動の活性化を図っていきます。

○ 地域、企業等との連携による文化芸術活動の推進

学校における文化芸術活動の推進にあたっては、企業の社会貢献事業の活用や、地域の社会教育施設、芸術家や団体などとの連携が必要となります。このため、学校が多様なネットワークを形成して、地域人材の授業への活用、社会教育施設の利用、地域活動と文化部活動との協働といった取組を進めます。

一方、県立美術館などの社会教育施設や県生涯学習センター等においては、学校教育との連携を重視し、子どもたちの文化芸術に対する知的探求心を満たすよう、教育普及活動を充実させるとともに、学校への積極的な情報提供を図っていきます。

○ 読書活動の意義

読書活動は、子どもたちが、言葉を学び、新しい世界を知り、感性を磨き、表現力や創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであり、子どもたちの生涯にわたる読書習慣の形成に向けた取組を積極的に進めていく必要があります。

○ 学校における読書活動の推進

そこで、学校においては、一斉読書活動や読み聞かせなどの取組を一層推進するとともに、学校図書館の充実など、子どもたちの読書活動を支える環境の整備を図り、計画的・継続的に読書活動を進めていきます。

○ 学校・家庭・地域の連携による読書活動の推進

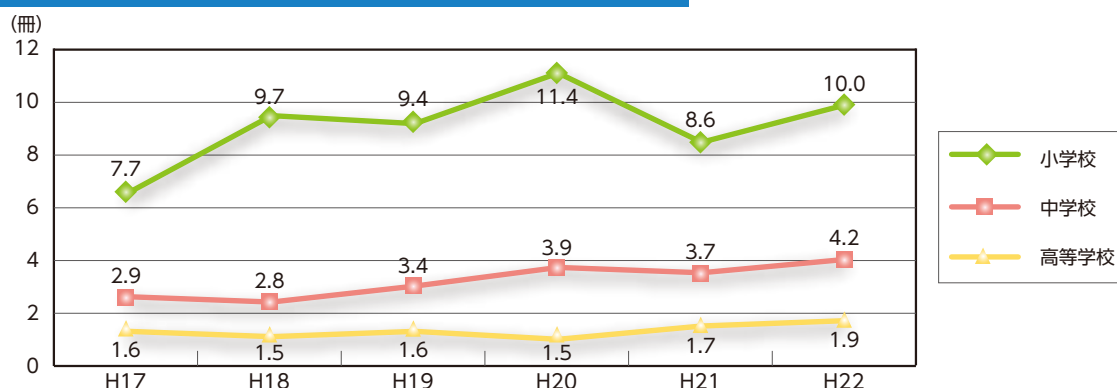
また、子どもたちの読書意欲は、親から勧められる、あるいは読書する大人の姿に触発されるといった、家族を含む身近な大人の働きかけや読書活動が刺激となって高まる場合が多くあり、子どもたちを取り巻く大人を含めた社会全体で読書活動を推進していくことがきわめて重要と考えられます。

このため、子どもたちが読書活動を行う場である学校、家庭、地域（公立図書館等）等が役割分担を明確にし、読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発の3つの観点に沿って、「子どもと本をつなぐ」取組を推進していきます。

現状と課題

- 学校は教科の授業時間数の確保をはじめとして教育課程を着実に実施することが求められるとともに、数多くの課題にも対応する必要がある、文化芸術に親しむ機会を十分に確保するには、一定の工夫が必要な現状にあります。
- 一方、図書館、博物館、美術館等の社会教育施設等では、子どもたちに向けたさまざまな教育普及活動を行っており、学校との一層の連携が今後の重要な視点となっています。
- 情報化の進展によって利便性が向上した反面、家庭でパソコンに向かう時間やテレビ等を見る時間が増え、子どもたちの文字・活字離れや読書離れが懸念されています。
- 平日に読書を全くしない子どもたちの数は減少傾向にあるものの、依然、小学生で概ね4人に1人、中学生においては3人に1人が読書をしない状況にあります。また、小学校から中学校、高等学校へと学校段階が進むにつれて読書の量が少なくなるという実態があります。

子どもたちの1ヶ月間の平均読書冊数(全国)



全国学校図書館協議会「学校読書調査」より

今後の基本的な取組方向

○ 本物の文化芸術にふれる機会の充実

子どもたちが、創造力や感受性を高めるなど豊かな感性を磨くとともに、生涯にわたり自然や芸術を愛する心を育むよう、本物の文化芸術にふれる機会を充実します。

○ 地域人材・団体および社会教育施設等との連携による文化活動の充実

学校文化活動において、地域の人たちとの交流を深め、郷土の歴史、文化等を学ぶ機会を充実します。

また、県生涯学習センターのコーディネートのもと、美術館等と連携して、子どもたちが本物の文化芸術にふれ、感動できるような機会を創出します。

○ 高等学校芸術文化祭等、子どもたちの発表の機会の充実

「みえ高文祭」^{*1}の充実、「全国高等学校総合文化祭」および「近畿高等学校総合文化祭」への出演・出展等の支援をはじめとして、子どもたちの文化芸術の発表の機会の充実を図ります。

○ 読書活動の充実

2009年(平成21年)11月に策定した「第二次三重県子ども読書活動推進計画」^{*2}に基づき、学校、家庭、地域において読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発の3つの観点に沿った「子どもと本をつなぐ」取組を推進します。

○ 学校図書館の効果的な活用等

学校においては、学校図書館を計画的に整備し、その機能の充実を図るとともに、子どもの主体的、意欲的な読書活動を促し、子どもの読書習慣を形成する機会の拡充に向けての取組を進めます。

*1 みえ高文祭:県内高等学校等生徒による文化芸術活動の成果発表の場。吹奏楽、演劇等の舞台、美術、書道、写真等の展示、囲碁、将棋、文芸等さまざまな発表を行っている。

*2 第二次三重県子ども読書活動推進計画:2009年(平成21年)11月に三重県教育委員会が策定した三重県における子どもの読書活動の推進に関する計画。

主な取組内容

○ 本物の文化芸術にふれる機会の充実

学校において、舞台芸術の鑑賞や芸術家による授業を行うなどして、子どもたちが本物の文化芸術にふれる機会を提供します。その際、地域の人材・団体等と連携するなどして、地域の伝統文化等にふれる機会の充実を図ります。

また、教科や特別活動等を通じて、文化芸術にかかる恒常的な学習の機会を保障するため、教育課程への位置づけ等の検討を行い、各学校における芸術教育の充実に努めます。



小学校における本物の文化芸術にふれる体験活動

○ 地域人材・団体および社会教育施設等との連携による文化活動の充実

- 美術館等の社会教育施設や文化関係団体等では、次代を担う子どもたちが本物の文化芸術にふれ親しみ、感性や創造力を育むことができるよう、県生涯学習センターのコーディネートのもと、学校へ芸術家などの専門家を派遣します。

また、子どもたちの職場体験の受入れなどを通じて、子どもたちの文化芸術に対する視野を広げ関心を高める活動を行います。(生活・文化部)

- 新県立博物館を整備し、学校とは異なる学びの場として、豊富な実物資料を活用した体験プログラムや展示などを通じて、子どもたちが三重の自然と歴史・文化について学び、幅広い世代と交流する中で、豊かな感性と知的探究心を育みます。(生活・文化部)

○ 高等学校芸術文化祭等、子どもたちの発表の機会の充実

各学校における文化部活動について、活動成果の発表機会や顕彰制度を設けるなどして、活性化を図ります。

とりわけ、高校生が文化芸術活動の成果を発表する「みえ高文祭」をはじめとして、子どもたちのさまざまな発表の機会を充実させるとともに、各学校の特別活動における文化的行事の充実を図ります。

また、「全国高等学校総合文化祭」および「近畿高等学校総合文化祭」等への出演・出展等を支援し、子どもたちの文化的資質の向上を図ります。



全国高等学校総合文化祭(三重大会) 総合開会式

○ 読書活動の充実

- 県内公立図書館において、児童書等の魅力ある書籍や多様なジャンルの資料等の収集、蔵書量拡大に努めるとともに、子どもたちが本と出会い読書に親しむ読み聞かせやお話し会の開催等を促進します。
- 県および市町教育委員会等の子どもたちの読書活動推進担当者が情報共有や意見交換を行う機会を設けるとともに、司書や教員、読書ボランティア等を対象に、選書や読み聞かせの方法等に関する研修会を実施します。
- 子どもの読書活動の意義や重要性が社会全体で理解されるよう、県教育委員会や県立図書館のホームページに、読書ボランティアの活動状況や「子ども読書の日」^{*1}に開催される各地の関連イベントの情報等を掲載します。

○ 学校図書館の効果的な活用

子どもたちの読書に対する興味・関心の涵養を図るため、魅力的な図書館資料の収集、ブックトークや図書館だよりを活用した本の紹介、一斉読書活動の実施、図書委員会活動の活性化などの各学校の実情に応じた活動に積極的に取り組むとともに、学校図書館の効果的な活用等が図られるように働きかけます。



低学年を対象とした読み聞かせ

*1 「子ども読書の日」：国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子どもの読書活動の推進に関する法律第10条により設けられた日。4月23日と定められており、この日を中心に、国や地方公共団体で、さまざまな取組が進められている。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
県が所管する文化芸術関連事業の実施数	74プログラム (2009年度)	110プログラム

※ 下記①②の合計数。

①県教育委員会が所管する文化芸術関連事業（舞台芸術体験、青少年劇場、能楽囃子体験等）を実施している小中、高等学校、特別支援学校（含む私学）の学校数（文化庁や文部科学省、各種財団等の事業の活用を含む）。

②生活・文化部文化振興室「次世代文化体験活動推進事業」の実施プログラム数。

※ 子どもたちが本物の文化芸術にふれる機会を拡大することで、現状値の約50%増を目指すこととし、目標値を110プログラムとしました。

多様な主体への期待

保護者・地域の皆さんへ

- 子どもたちが本物の文化芸術にふれ、感性を高めることができるようご協力をお願いします。また、子どもたちの読書量を増やすため、家庭や地域で子どもと一緒に読書する時間を持ちましょう。



8 郷土教育の推進

基本的な考え方

○ 郷土教育の意義

生まれ育った郷土は、人間形成に大きな役割を果たすとともに、一生にわたる精神的支え、心のよりどころとなります。三重県の有する美しい自然や多彩な文化、歴史、産業等の地域資源を教育に生かし、郷土を愛する心の醸成を図ることは、子どもたちの豊かな心を育むとともに、地域社会の発展に貢献する意欲の喚起、異なる文化や歴史を理解する態度の育成につながり、また、地域のことを語ることでできる人材の育成、伝統文化の継承といった観点からも、大きな意義が認められます。

○ 郷土教育の重要性の高まり

近年、少子高齢化、大都市への人口集中など急激な社会環境の変化の中で、コミュニティ機能の維持が困難になる地域が発生するなど、地域社会の活力が減退する状況が生じています。今後10年先を見据えれば、少子化がさらに進行し、こうした地域社会をめぐる課題がますます深刻さを増すことも予想され、自分たちが育ってきた地域を大切に守っていこうとする心や、地域に貢献しようとする態度を養うことの重要性が一層高まるものと考えられます。

○ 「三重を愛する心の醸成」の重要性

また、今、三重県政は、「文化力」*¹を生かした自立・持続可能な地域づくりを目指し2009年(平成21年)から2014年(平成26年)までの6年間にわたって多彩な催しを展開する「美(うま)し国おこし・三重」の取組や、2014年(平成26年)開館を目標とした新県立博物館の整備等を進めています。この地域づくりを目指した取組の基盤となる「三重を愛する心の醸成」に力を入れて取り組んでいくことがきわめて重要となっています。

○ 郷土教育のあり方

こうしたことを踏まえ、各教科、総合的な学習の時間、特別活動等における学習活動を相互に関連づけて、学校の教育活動全体を通じ、かつ他の教育活動とのバランスに配慮しながら、地域の自然、文化、歴史、産業、人材など、身近な教育資源を積極的に活用した郷土教育の推進を図ります。

国際社会の中で信頼され、活躍できる資質の育成という視点を併せ持ちながら、子どもたちの心の土壌として郷土への思い、愛着を育むことにより、郷土の未来を担う人材を育て、また将来世界で活躍する者にも郷土を大切にする行動を促し、地域の存続・発展を支える社会意識の形成につなげていきます。

*1 文化力：文化の持つ、人や地域を元気にし、暮らしをより良くしていく力および人や地域が持っている人々を引きつけ魅了する力。

○ 「地域外との関わり」の重視

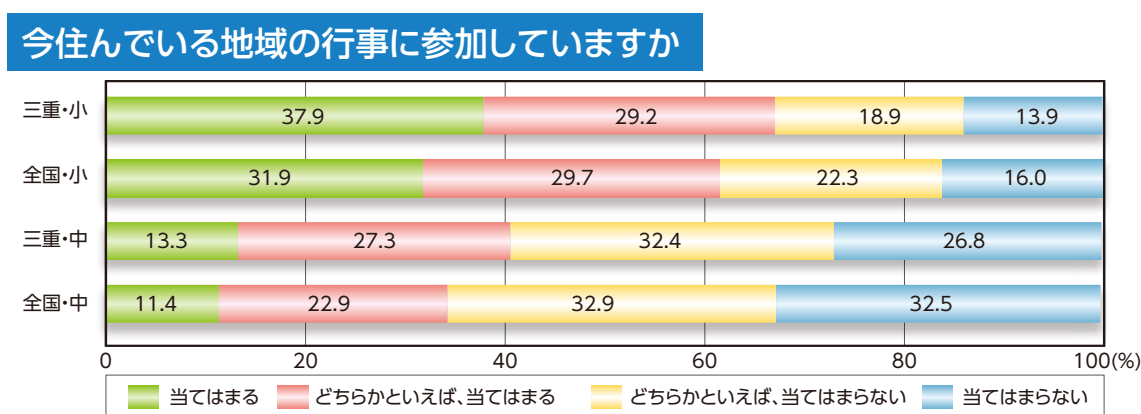
郷土愛を育むには、「地域外との関わり」が重要な視点となります。子どもたちを「発信側」に立たせ、その新しい感覚を生かし、郷土の良さを外部へ情報発信したり、他地域の子どもたちとの異文化交流を進め、お互いの地域の魅力を発見しあったりするような取組が、郷土の再発見を促すなどたいへん有効であり、今後とも重視していきます。

○ 地域ぐるみでの郷土愛の醸成

地域内においては、博物館、郷土資料館等の「社会教育」、あるいは、まちかど博物館^{*1}、語り部といった「地域の教育力」と子どもたちとの接点を増やし、地域ぐるみで郷土への思いを育む方向を目指します。

現状と課題

- 「平成22年度全国学力・学習状況調査」の結果によれば、地域の行事に参加している本県の子どもたちの割合は、「当てはまる」「どちらかという当てはまる」を合計すると、小学6年生で67.1%（全国61.6%）、中学3年生で40.6%（全国34.3%）とどちらも全国を上回り、かなり積極的に参加している様子が見られます。

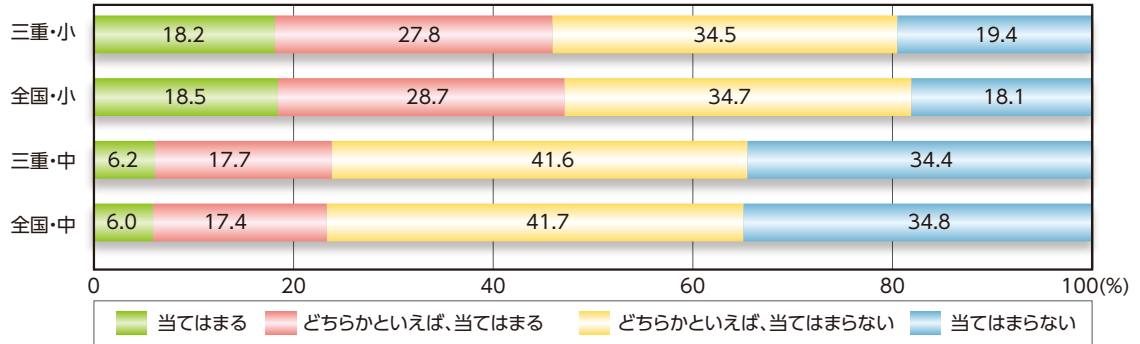


文部科学省「平成22年度全国学力・学習状況調査（児童生徒質問紙調査）」より

*1 まちかど博物館：コレクションや伝統の技、手仕事などを、仕事場の一角や個人のお宅などで、館長さんの語りとともに見ることができる新しい形の博物館。地域の歴史的、文化的資産等、それぞれが所有する文化資産を展示、公開することにより、その地域の文化にふれる機会を提供し、郷土に愛着を持った人づくりや、圏域を越えて多くの人を訪れたいくなるような地域づくりへつなげることを目指す。

- 「平成 21 年度全国学力・学習状況調査」の結果によれば、地域の歴史や自然への関心は、「関心がある」「どちらかというに関心がある」を合計すると、小学6年生 46.0%（全国 47.2%）、中学3年生 23.9%（全国 23.4%）と全国並みであり、また、中学生になると地域の歴史や自然への関心が著しく減少する傾向があります。

今住んでいる地域の歴史や自然に関心がありますか



文部科学省「平成 21 年度全国学力・学習状況調査（児童生徒質問紙調査）」より

- 都市化や子どもの遊びの多様化、外遊びを危険視する風潮の強まりなど、社会の変化を背景として、子どもたちが地域での異年齢交流や遊び等から、原体験として郷土愛を育てていく機会が減少しています。
- 各地区に伝わる芸能、民謡、踊りといった特色ある郷土文化の継承が難しくなり、地域の文化資源の本来の姿が失われつつあります。
- 地域外の人に対して、地域の良さを紹介できない子どもたちが見受けられ、郷土について考える機会を充実させていく必要があります。
- 三重県の特徴である「産業や企業の集積」について、「地元の産業や企業を支える人材の育成」という観点から、今後、郷土教育の中で重視していく必要があります。
- 新県立博物館の整備が進められる中、郷土教育に関連の深い博物館等の社会教育施設と学校教育との今後の連携のあり方について、検討が求められています。

今後の基本的な取組方向

○ 身近な地域や三重県に関わる教材の開発と郷土教育の推進

三重県の自然、歴史、産業、文化、芸術について興味・関心を持ち、自ら課題を見つけ主体的に学習を進めるための学習教材を開発し、それらを活用した郷土教育を学校の教育活動全体を通じて推進することにより、郷土を愛し郷土に誇りを持ち、三重県について自信を持って発信できる人づくりを進めます。

○ 郷土教育への外部人材の活用

地域の産業や文化活動に従事する人々の学校教育への参画を進め、郷土の自然や伝統文化に関する学習や体験活動等を推進することにより、教育活動を多様なものにします。

○ 地域と連携した郷土教育の推進

子どもたちが、郷土の自然や歴史、文化を大切にし、郷土を愛する心を育むため、学校と地域が連携し、「郷土を知り、郷土から学ぶ」学習活動を推進します。

また、学んだ成果を、学校や家庭、地域に発信し、郷土のすばらしさを認識するとともに、人と人、地域と地域の絆を大切にする教育を推進します。

主な取組内容

○ 身近な地域や三重県に関わる教材の開発と郷土教育の推進

- 三重県の恵まれた自然、歴史、産業、文化、芸術など郷土三重のよさを実感できる教材「三重の文化」熊野古道編と郷土の文化編の普及を進めます。
- 郷土が生んだ俳人についての理解を深め、俳句に親しむ機会を充実するとともに、「美し国かるた(仮称)」を作成し、活用を進めます。
- 幼稚園・保育所から高等学校まで、発達段階に応じて地域における文化資源などの社会的事象を観察・調査する活動を重視し、食育^{*1}において地域の産物を取り上げたり、道徳教育において「地域の偉人」を取り上げたりするなど、教育活動に郷土教育の視点を取り入れます。



教材「三重の文化」郷土の文化編と熊野古道編

*1 食育：さまざまな体験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

○ 郷土教育への外部人材の活用

- 子どもたちが地域の文化等について学び、郷土への愛着や豊かな心を育むことができるよう、博物館、資料館等の社会教育施設と連携して学習の場の提供に努めます。
- さまざまな分野で活躍する人々を講師として招き、専門的な技術・技能、地域の産業などに関する興味・関心を育む取組を進めます。

○ 地域と連携した郷土教育の推進

子どもたちが、郷土の自然や歴史、文化などに関心を持ち、文化財や史跡などを見学する活動、地域の偉人や歴史などについて調べる活動、地域の人を学校に招いて地域の伝統や文化などについて話を聞く活動など、「郷土を知り、郷土から学ぶ」学習活動を、「地元学」^{*1}の手法も取り入れながら推進し、自分たちも地域の伝統や文化を受け継いでいく一人であるという意識を養い、地域社会の一員としての自覚を育みます。

また、学んだ成果を学習発表会や文化祭等で、家庭や地域の人に発表したり、さまざまな機会をとらえて他の地域にも発信したりする活動を推進し、人と人、地域と地域の絆を大切にする心を育みます。



熊野古道の説明をする子どもたち
(熊野市立荒坂中学校 熊野古道語り部クラブ)

○ 農山漁村の地域資源を生かした体験活動の推進

子どもたちが、農山漁村地域で農作業や自然体験活動をしたり、農林漁業体験民宿等に宿泊し生活体験することにより、自立する力と共に生きる力を育むことができるよう、地域と連携して体験指導者の育成や受入体制の整備を図ります。

また、各学校において、総合的な学習の時間や特別活動等の中に、農山漁村での生活体験活動や自然の中での長期宿泊体験活動などのさまざまな体験活動が適切に位置づけられ、地域の教育力を生かした取組が計画的に進められるよう支援します。(農水商工部、教育委員会)

○ 新県立博物館の整備と活用

新県立博物館を整備し、学校教育と連携を図りながら、三重の自然と歴史・文化を楽しみながら学習し、体験できる機会を提供することで、子どもたちが、三重への理解や愛着を深め、未来を拓ききっかけを得ることができる次世代育成の場づくりを進めます。(生活・文化部)

○ 地域の産業に対する理解の促進および望ましい勤労観・職業観の育成

中学校や高等学校において、地元の事業所等の協力を得ながら、地域の特色を生かした職場体験やインターンシップ等を実施し、地域の産業に対する理解を促すとともに、望ましい勤労観・職業観を育成します。

*1 地元学：土(つち)の人(=地域の人)と風(かぜ)の人(=地域外の人)が一緒になって地域を歩き、そのことを通して、土の人が当たり前と思っている「地域にあるもの」の素晴らしさを再確認し、地域への誇りと元気を取り戻すとともに、地域づくりに生かしていく活動。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
教材「三重の文化」を活用する 中学校の割合	—	100%

※ 中学生が熊野古道をはじめとする郷土三重の自然、歴史、産業、文化、芸術について興味・関心を持ち、自ら課題を見つけ、主体的に学習を進めるための教材「三重の文化」（県教育委員会）を、各教科、総合的な学習の時間等で活用している公立中学校の割合。

※ 郷土の伝統や文化を受け止め、それを継承・発展させるための教育を充実するなど、「伝統や文化に関する教育の充実」は、学習指導要領の改訂の重要な柱の一つであり、すべての中学校で取組を進める必要があることから、2015年度（平成27年度）の目標値を100%としています。

多様な主体への期待

保護者・地域の皆さんへ

- 子どもたちと一緒に、三重県の自然、歴史、文化財などといった特色ある郷土の文化を継承していきましょう。また、学校や地域で学習を進めるにあたりご協力をお願いします。



国の重要無形民俗文化財に指定されている
安乗文楽の練習に取り組む子どもたち
(志摩市立安乗中学校 文楽クラブ)